

社会福祉法人子どもの家福祉会

役員等報酬等規程

【目的】

第1条 この規程は、社会福祉法人子どもの家福祉会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めることを目的とする。

【報酬等の支給】

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員（常勤役員とは、当法人を主たる勤務場所として常時勤務するものという。）については、報酬及び賞与を支給することとし、退職手当は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとする。賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 当法人の理事に対する報酬等の支給額は、各年度の総額が11,000,000円を超えない範囲とする。
- 3 当法人の監事に対する報酬等の支給額は、各年度の総額が300,000円を超えない範囲とする。

【常勤役員の報酬等の算定方法】

第3条 常勤職員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 通勤手当については、職員旅費規程第11条の規定に準ずる額

【非常勤役員等の報酬等の算定方法】

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のために出張をしたときは、職員旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。
- 2 理事会及び評議員会等の会議に出席した場合の交通費については、支給しない。

【当法人職員給与との併合】

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

【支給の方法】

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が土曜日及び休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支払うものとする。
 - (2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。
2. 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期及び支給方法は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期及び方法とする。
- (1) 理事会、評議員会及び監事監査に出席した場合の報酬については、当該会議に出席した都度、現金支給する。
 - (2) 法人及び施設業務のため出勤した場合の報酬及び旅費については、当該業務のため出勤した都度、銀行振り込みとする。
3. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、立替金、積立金等を控除して支給する。

【報酬等の日割り計算】

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

【端数の処理】

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

【廃案】

第9条 この規程の改案は、評議員会の決議によって行う。

【補足】

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

別表1 常勤役員の報酬

役職日数	報酬
週1日従事の場合	月額140,000円
週2日従事の場合	月額280,000円
週3日従事の場合	月額420,000円
週4日従事の場合	月額560,000円
週5日従事の場合	月額700,000円

別表2 常勤役員の賞与

役職日数	報酬
7月の賞与	報酬月額×1か月分
12月の賞与	報酬月額×2か月分

別表3 非常勤役員等の報酬**(1) 評議員**

職務	日額
評議員会への出席	10,315円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,315円

(2) 理事

職務	日額
理事会等会議への出席	10,315円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,315円

(3) 監事

職務	日額
監事監査等への出席	10,315円
理事会、評議員会等会議への出席	10,315円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,315円